平成２９年第２回紀の川市議会定例会　第３日

平成２９年　６月２１日（水曜日）　開　議　午前　９時２８分
散　会　午後　２時０２分

◎議事日程（第３号）

日程第１　一般質問

日程第２　報告第　１号　専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例の一部を改正する条例）
報告第　２号　専決処分の承認を求めることについて（紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例）
報告第　３号　専決処分の承認を求めることについて（紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
報告第　４号　専決処分の承認を求めることについて（紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
報告第　５号　専決処分の承認を求めることについて（紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例）
報告第　６号　専決処分の承認を求めることについて（紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例）
報告第　７号　専決処分の承認を求めることについて（平成２８年度紀の川市一般会計補正予算（第５号））
報告第　８号　専決処分の承認を求めることについて（平成２８年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第２号））

日程第３　議案第５０号　紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第５１号　平成２９年度紀の川市一般会計補正予算（第１号）について
議案第５２号　平成２９年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）について
議案第５３号　財産の取得について
議案第５４号　紀の川市土地開発公社の解散について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第３号）のとおり

○出席議員（２１名）

１番　並　松　八　重	２番　太　田　加寿也	３番　舩　木　孝　明
４番　中　尾　太久也	５番　仲　谷　妙　子	６番　大　谷　さつき
７番　石　脇　順　治	８番　中　村　真　紀	９番　榎　本　喜　之
１０番　杉　原　　勲	１１番　森　田　幾　久	１２番　村　垣　正　造
１３番　高　田　英　亮	１５番　西　川　泰　弘	１６番　坂　本　康　隆
１７番　室　谷　伊　則	１８番　上　野　　健	１９番　石　井　　仁
２０番　川　原　一　泰	２１番　堂　脇　光　弘	２２番　竹　村　広　明

○欠席議員（０名）

○説明のために出席した者の職氏名

市　　長	中　村　愼　司	副市長	林　　信　良
市長公室長	西　川　直　弘	企画部長	森　本　浩　行
総務部長	金　岡　哲　弘	危機管理部長	中　浴　哲　夫
市民部長	尾　上　之　生	地域振興部長	吉　川　博　造
保健福祉部長	上　村　敏　治	農林商工部長	神　徳　政　幸
建設部長	前　田　泰　宏	会計管理者	浅　野　徳　彦
水道部長	溝　上　卓　史	農業委員会事務局長	中　野　朋　哉
教育長	貴　志　康　弘	教育部長	稲　垣　幸　治
企画部財政課長	杉　本　　太		

○議会事務局職員

事務局長	榎　本　　守	事務局次長	柏　木　健　司
議事調査課主幹	片　山　享　慈	議事調査課課長補佐	岩　本　充　晃

（開議　午前　９時２８分）

○議長（竹村広明君）　おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成２９年第２回紀の川市議会定例会、３日目の会議を開きます。

開会に先立ち、申請のありました本会議の撮影については、紀の川市議会傍聴規則第８条の規定により許可しておりますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１　一般質問

○議長（竹村広明君）　日程第１、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、１７番　室谷伊則君の一般質問を許可いたします。

１７番　室谷伊則。

○１７番（室谷伊則君）（質問席）　おはようございます。

通告順に従いまして、一般質問を行います。

今回は、空き家・迷惑空き地の樹木と雑草除去について、４点質問いたします。

まず、１点目に、空き家・分譲地などの樹木と雑草の管理状況と指導体制についてお聞きします。

現在、適切に管理されていない空き家・分譲地の把握はできているのか。また、分譲地などの開発時における指導体制においては、紀の川市開発指導要綱を定め、宅地開発協定書を締結し許可を出しているが、この要綱は開発行為を行っているときの要綱であり、開発行為中には紀の川市開発要綱の第９条２に、業者は開発行為の施行に伴い、周辺住民と紛争が生じたときは責任を持って解決しなければならないと明記されております。しかし、開発終了後から完売までの管理については明記されていません。

こうしたことから、開発終了後、売れない分譲地などが放置状態になり、近隣住民に多大な迷惑をかける原因となっているのではないでしょうか。私は、開発行為開始から完売するまで、開発業者に開発責任があると思いますが、執行部のお考えをお聞かせください。

２点目に、住民からの雑草駆除の要望に対してどのような対応をしているのか。これについては、地域振興部、市民部それぞれの部署対応をお聞きいたします。

３点目に、現在、対応にあっては助言・指導・勧告措置等の命令をし、応じない場合は現在どのような対応をとっているのか、お聞かせください。

紀の川市空き地管理の適正化に関する条例第５条には、市長は空き地が危険な状態にあると認めときは、当該空き地の所有者等に対し雑草または枯れ草の除去、その他危険な状態の除去に必要な措置を命じることができるとあります。これにより、雑草等除去命令書

を送付されているのだと思いますが、現在、そういった指導に応じない場合はどのような対応をとられているのか、また罰則規定はあるのか、お答えください。

４点目に、行政代執行を取り入れた条例改正の考えについてお伺いいたします。

現在、紀の川市空き地管理の適正化に関する条例では、先ほども述べましたが、助言・指導・勧告措置等の命令の対応により土地の適正管理指導を行っていますが、現在、環境衛生課、各支所対応により、職員が粘り強く対応していただいていることは十分理解しているところであります。

しかし、こうした対応に２年も３年も応じない管理者もいることも事実であり、その間も近隣住民は不衛生、危険な環境下の中で生活をされています。このような管理者に対しては、行政の強い意思と強制力をもって対応していただきたい。こうした観点から、行政代執行を取り入れた条例改正を視野に入れた考えはどうかと思います。魅力あるまち紀の川市を目指す執行部の考えは。

以上４点、１回目の質問とし、答弁を求めます。

○議長（竹村広明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長　尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇）　おはようございます。

室谷議員の御質問につきまして、御答弁申し上げます。

市民部では、主として建物が建っていない土地で、農地以外の空き地の管理について対応してございます。

御質問１番目の管理状況及び指導体制でございますが、空き地管理などの環境保全に関する業務につきましては、初期対応いたしました窓口によりまして、環境衛生課と各支所が連携して対応している状況でございます。また、人事異動に伴い、説明会を開催し、業務内容の研修や情報交換を行っているところでございます。

２番目の雑草除去の要望の対応につきましては、議員もただいまおっしゃっていただいたとおり、「紀の川市あき地管理の適正化に関する条例」ですが、「あき地の所有者または管理者は、当該あき地が危険な状態にならないように常に管理しなければならない」と規定されておりますが、御指摘のとおり、一部の土地では所有者による維持管理が十分になされていないことによりまして、近隣住民からの相談が市に寄せられている状況でございます。

「雑草が繁茂し、または枯れ草が密集し、かつ、それらがそのまま放置されているため、火災、犯罪または病害虫の発生原因となるような状態である」と確認された場合には、空き地の所有者等に対し、現況写真を付して、条例に基づく指導文書とともに、遠方等、何らかの事情により、みずから刈り取りが困難な場合の相談先として、「遊休農地や宅地等の管理お任せください！」と題しました「公益社団法人紀の川市シルバー人材センター」のチラシを同封の上、委託可能な方法を提示し、所有者等自身による適正管理を依頼してございます。

なお、平成２８年度中に、雑草等除去の依頼通知を発送した総数は２６７件で、そのうち２３７件、率にいたしまして８８．８％の割合で、通知後に所有者等管理者自身による雑草等の除去が実施されてございます。

万一、初回の通知により、雑草等の除去が行われない場合には、「お願い」から「勧告」、「再勧告」、「再々勧告」、「命令」と、より強い文面でお願いし、電話による依頼のほか、自宅訪問による直接的な依頼も実施し、問題解消に向けた工夫を重ねているところでございます。

続いて、応じない場合の対応ということでございますが、ただいま御質問にございました紀の川市空き地管理の適正化に関する条例では、罰則規定というところまでは設けてございません。応じない場合での対応につきましては、引き続き、電話や可能な範囲で自宅訪問を重ね、直接所有者と本人と面会し、状況説明し、お願い行動を反復するという対応をしております。

ただし、相続が放棄されていたり、名義人の居所が不明または法人が既に倒産しているなどの場合もあり、連絡先不明のまま推移する案件もございます。このような事案となった場合には、相談者に対して事情を説明の上、喫緊の課題として生活環境上、安全性が脅かされる場合などには、影響を受ける方等で自己衛的な対応をお願いしているところでございます。

続いて、行政代執行を取り入れた条例改正の考えはという御質問でございますが、行政代執行あるいは罰金を定めている自治体は確かにございます。ただし、行政代執行とは、「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限り、認められる行為とされてございます。

行政代執行を行うためには、「他に手段が全くないこと」や、「著しく公益に反している基準等」を明確にした上で、「客観的に証明すること」などの諸要件を満たすことが必要であり、たとえ条例に明記されていたとしても、「代執行が与える影響」も危惧されることから、実際には、「執行までには至っていない」という場合が多いと聞いてございます。

県内８市のうちで、あき地管理に関する条例で、行政代執行を規定している市は、橋本市と田辺市の２市ございますが、いずれの市においても、過去、「代執行の実績はない」と聞いているところございます。

以上のことから、紀の川市といたしましては、現状では、現行条例の規定に基づきまして、勧告・命令等を行い、粘り強く管理者責任を訴えていくことで、住民の安全で清潔な生活環境の保全に取り組んでまいりたいと考えてございます。

あき地管理条例の改正につきましては、今後とも周辺自治体の動向を注視してまいりたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君）　地域振興部長　吉川博造君。
○地域振興部長（吉川博造君）（登壇）　おはようございます。
　室谷議員の御質問について、御答弁させていただきます。
　支所及び出張所におきましては、地域住民の身近な行政拠点として、市民の皆様が利用していただきやすいように常に心がけているところでございます。
　議員御質問の雑草駆除に対しましては、市民の皆様から支所等への相談件数も少なくありません。支所等の対応といたしましては、雑草等を放置しておくと害虫の発生や不法投棄などさまざまな問題を引き起こす恐れもありますので、迅速に対応するようにしております。
　相談をいただきますと、まず関係各課と連絡調整を図るとともに現地確認を行い、土地所有者等を調査して、「紀の川市あき地管理の適正化に関する条例」の規定に基づきまして、文書で助言・指導及び勧告等を随時行っており、対応していただけない場合には、環境衛生課から命令書を送付することになっております。また、土地所有者等に面談が可能な場合におきましては、直接訪問して指導を行うなど生活環境の保全維持に取り組んでいるところでございます。
　以上でございます。
○議長（竹村広明君）　建設部長　前田泰宏君。
○建設部長（前田泰宏君）（登壇）　おはようございます。
　室谷議員の空き家・分譲地などの樹木の雑草管理状況と指導体制についての質問に答弁させていただきます。
　適正に管理されていない空き家・宅地開発された分譲地の把握ですが、適正に管理していない空き家につきましては、平成２５年度調査で３９０件、分譲地につきましては、過去３年間のデータになりますが、開発区画数１４５区画のうち、建築確認申請がされていない区画につきまして６６区画となっております。
　このような状況の中、宅地開発業者が開発した分譲地などの樹木・雑草の管理状況の指導体制につきましては、分譲地などの宅地開発地は、紀の川市開発指導要綱に従い協議及び指導を行い、開発業者と市との間で協議が整った時点で宅地開発協定書を締結し、宅地開発を行っていただいております。
　協定書の中の指示の事項の欄に、「トラブルが生じたときは、開発業者が誠意を持って解決するように」と明記させていただいております。問題等が発生すれば、開発業者でしていただくんですけども、ずっと以前、開発された未販売区画としてかなり年月が経過している箇所につきましては、指摘された問題が発生しているのも事実でございます。今後、問題が発生することのないように、分譲地が完売するまでの雑草の管理、土地の管理につきまして協定書の中に新たに明記し、開発指導していきたいと考えてございます。
　また、空き家に関係する樹木・雑草等については、通報があった時点で現地を確認し、関係各課と協議した上で、所有者や管理者に粘り強く改善指導を行っていきたいと考えて

おりますが、所有者が行方不明等で交渉できない状況や付近住民に危険な状態となり、これといった解決策がない場合に限り、空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行されましたので、紀の川市空家等対策協議会において慎重審議していただき、空家等対策措置法第１４条に基づき、勧告・命令、また代執行を行えるようになっておりますが、今、市民部長が答弁したとおり、立木等建築物を覆う程度の状況では粘り強く指導・勧告・命令を行ってまいりたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（竹村広明君）　再質問はありませんか。

１７番　室谷伊則君。

○１７番（室谷伊則君）（質問席）　再質問を行います。

ただいま各部長から答弁いただきましたが、４点目の行政代執行取り入れた条例改正と考えということで御答弁をいただきましたけども、部長、答弁の中には、粘り強く管理者と話し合いをしながら解決に向けて取り組みたいというお話はありましたけども、１回目の質問の中にも述べさせていただきましたが、そういった現状も私はきちっと把握しているところでございます。

以前にもそういった迷惑空き地、またほうりっ放しのそういった空き地がありまして、住民から御相談を受けた際に支所等の対応により解決した案件も２件ございます。それは、職員がみずから相手先へ出向いていただき、面談して解決したと、そういった流れの中での解決策というのも十分理解した上での今回の一般させていただいているつもりでございます。そういった意味合いから、そうした勧告なり指導なりして聞き入れていただける管理者の方に対しては、それはそれで対応をお願いしていただきたいんですけども。

先ほども述べさせていただいたように、指導・勧告にもかかわらず、２年、３年も放置されているそういう管理者もございます。その間、その周り住民は、２年も３年もずっと我慢しながら不衛生の環境下の中で生活を強いられていると、そういう現実をもっと執行部の方にもつぶさに現場をきちっと把握していただいて、その対応策として粘り強くあくまでも話し合いによって管理をしていただくというのは基本でありますけども、最終的にどういう手当もないと、ただ「お願いします」と言うだけで今までこれを済んでいない。そういった現状も踏まえた上でのこういう代執行という形の条例改正も取り入れながら、最終的にはこういった行政手段を公使させていただきますというのも管理者に提示しながら、早く適正管理をしていただける、そういったような手段もこの条例の中に加えるとべきではないかと。でないと、今まで御苦労いただいて話し合いをしている結果、こうなってるという現状を踏まえた中で、それをまだまだこれ繰り返していって、いつそこをきれいに適正管理をしていただけるんですかという、こういう周り住民からの不安も出てきております。

そういった中で、執行部の強い意思を見せるという観点からも、きちっと管理をしている皆さん方に対しても、こういった行政の強い姿勢を見せるという意味合いでも、この条例改正、また行政代執行、これをすぐにどうのこうの、１回指導してあかんからどうのこ

うのと言うんではありませんけども、再三再四にわたり勧告したところ、聞き入れていただけないこういう管理者に対しては、こういった手段も今後検討していかなければならない時期に入っているのではないかということで、一般質問に入れさせていただきました。

そういった意味合いも踏まえた上で、再度、担当部長の御答弁を願いたいと思います。

○議長（竹村広明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長　尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席）　ただいまの再質問につきまして、御答弁を申し上げます。

御承知のとおり、雑草は年１回の刈り取りでは足らず、そこに空き地がある限り、一旦行政による代執行を実施すれば、それ以後は市が当該市財産の直接的な管理者となり得ること。また一方で、代執行を取り入れることにより、これまで現に実行されてきました地域住民の方々による環境保全活動に支障を来し、次第に代執行対象案件に転嫁されていくのではないかという危惧、果たしてそうした自体は市が目指す市民との協働によるまちづくりを進めていく上で適切な施策となる得るのかという考えも重なり、空き家対策の今後の状況、運用状況とともに、社会情勢や周辺自治体の動向を十分に注視しつつ、現状においては現行条例に基づき指導を強化して対応してまいりますので、御理解のほど重ねてお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君）　再々質問はありませんか。

１７番　室谷伊則君。

○１７番（室谷伊則君）（質問席）　ただいま部長から答弁いただきましたけども、なかなか行政代執行を取り入れた、それぞれ改正は難しいということかなと思うんですけども、再三言わせていただきますけども、健全にその迷惑空き地の周りには住民が生活されていると、その住民の環境を、じゃあ、どうして守っていくのかという観点から考えたときに、方策手当がない場合はこういったことも取り入れなければ、周り住民の生活をきちっと、納税義務を果たしていただいているそういった健全な市民の生活環境を守っていくというのも、これ行政の大事な役割かなと思うんです。

ですから、こういった行政の指導にも聞き入れていただけない、管理者に対してはある程度強固な姿勢を行政を見せていかないとなかなか解決しないし、またその周り住民にも安心した生活環境を提供していけるという、そういった状況になっていかないという観点から、私はこういった質問をさせていただいているということを十分御理解をいただいて、今後そういったことも視野に入れながら十分検討して、その周り住民の環境の保全を確約していくと、そういう意味合いを十分に御検討いただきたいということで、答弁は結構ですけども、そういった流れの中で、本当に迷惑空き地の周りの住民の方は切実なそういった訴えを私にしておりました。ですから、今回こういった一般質問をさせていただきながら、行政の強い姿勢を見せていただきたいということで質問をさせていただきました。そういったことも十分御理解をいただきながら、こういった条例改正も視野に入れながら、

今後検討をお願いしたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（竹村広明君）　以上で、室谷伊則君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君）　次に、１９番　石井　仁君の一般質問を許可いたします。

１９番　石井　仁君。

○１９番（石井　仁君）（質問席）　質問に入る前に、わかりやすく質問するため資を配付させていただきたく、議長の許可をいただけますようお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君）　ただいま申し出のありました資料の配付については、これを許可いたします。

これより、資料を配付いたしますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

〔資料配付〕

○議長（竹村広明君）　それでは、一般質問を続けてください。

○１９番（石井　仁君）（質問席）　改めまして、議長の許可を得まして、一般質問を行います。

今回は、「子どもの貧困」解消について質問をいたします。

ただいまお配りした資料は、質問の中で触れる部分もありますし、参考に一緒に考える材料としてつくらせていただきました。まだ傍聴者の方には配布できないので、それを積極的に使ってどうこうというふうな形にはならないと思っているんですけれども、ぜひお目通しいただければなというふうに思っています。

これまでも、何度か子どもの貧困・子育て支援について質問をしてまいりましたが、子どもたちの暮らしにあらわれる貧困問題が社会問題として取り上げられたのが、平成２０年ころでした。相次ぐ虐待事件や給食費の滞納問題の報道、国保世帯の子どもの無保険の社会問題化などを背景に、相対的貧困、日本社会の中で普通に暮らしているなら得られるものが与えられていない、通常経験できることができないという状態に置かれている子どもがいるということが、社会の中で見えてくるようになりました。

こうした中で、平成２１年に、国が国民生活基礎調査を使って初めて相対的貧困率を公表しました。貧困率は、世帯の収入から一人一人の所得を試算して順に並べたとき、真ん中の人の所得のその半分を下回る人の割合です。日本全体では、平成２１年度に発表されたものでは、日本全体では１５．７％、子どもの相対的貧困率は１４．２％であることがか明らかになりました。

これにより、食べるものがない、着る服がない、住む家がない、育ててくれる大人がいないという絶対的貧困という捉え方を超えて、家庭の経済的困窮が主な要因となって、その社会で生きていく上で、幼少期から青年期までのそれぞれの発達段階に応じた必要なものや教育、経験、社会的な支援が与えられないことによって、その子の人生全体に影響をもたらす深刻な不利を負わせているという相対的貧困の解消が施策課題になりました。

その後、平成２４年の調査では、子どもの相対的貧困率は上昇し、１６．３％となる中、翌平成２５年には議員立法で、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、翌年には子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定され、この間、国や地方自治体でも取り組みが進められてきました。

和歌山県では、ことし３月に子どもの貧困対策推進計画が策定されました。法律と大綱ができ、県でも計画を作成するという中で取り組みや進められてはきていますが、それでも県の計画でも示されていますが、依然として実態は改善されていないというのが現状です。

今後、行政と地域社会に求められるのは、子どもの暮らしの実態について引き続き具体的に把握すること。子ども食堂や無料塾などの居場所づくりや見守りネットワークの構築、実態に則した政策・施策の実行であると考えます。親の経済力に違いはあっても、どの子も健やかに生まれて育つことできる紀の川市であってほしいし、進学や就職という社会人になっていくときに、その子のせいではないのに不本意な選択肢しかないという状況はなくしたいと思います。

今回の質問は、県の計画策定を受けて、またこの間の行政や地域でのいろいろな取り組みの進展受けて、改めて子どもの貧困の解消に向けて、紀の川市ができること、やるべきことは何かという視点から、３点で質問をいたします。

一つ目は、本市として子どもの貧困解消に向けてどう取り組んできて、今回の和歌山県子どもの貧困対策推進計画の策定を受けて、今後どう取り組みを進めるのかをお聞きいたします。

２点目は、学齢期の子どもとその保護者支援として、学校給食費の無償化及び就学援助制度の拡充、これは支給対象の拡大、単価の引き上げ、費目の拡大、入学前支給を進めるべきと考えますが、どうでしょうか。ちなみに、文部科学省からは、ことし３月に就学援助の単価の引き上げと新入学児童生徒学用品費の入学前支給を小学校でもできるように要項を改正しています。紀の川市でも、今年度から対応すべきと考えますが、いかがでしょうか。

３点目は、経済的理由による進学格差をなくし、卒業に多額の借金を背負わなくてもいいようにするため、高校・大学・専修学校・専門学校への進学・就学する子への市独自の奨学金制度を設けてはどうかということをお聞きいたします。

学費の上昇と親世代の収入の減少のもと、大学や専修学校の学生は、今２人に１人が奨学金を受けていると言われています。日本学生支援機構などからの奨学金制度がありますが、それらは給付は圧倒的に少なく、大半が貸し付けで、しかも有利子です。将来の仕事や収入がわからないまま奨学金を申し込み、卒業後に数百万円の負債、借金を背負って社会人になることになります。

こうした進学事情の中で、和歌山県の子どもの貧困対策推進計画によれば、平成２６年度卒業生では、高校への進学率は県内全体で９８．９％、大学や専修学校への進学率は７

２％、そのうち生活保護世帯の高校進学率は９６．１％、大学等へは２８．３％となっています。児童養護施設で暮らす子どもの進学率は、高校へは１００％、大学へは２１．１％となっています。県の計画では、「この現状を県内の社会的養護を受けている子どもたちの進学の状況は、大学等進学率は大幅に低い傾向にあり、学習支援により学習意欲を喚起するとともに、大学進学に意欲のある子どもに対する経済的支援が課題と言えますと」分析しています。

高校を卒業し、将来への夢を持って進学をしたくても、それを諦めざるを得ない現状、卒業後の就職環境も厳しく、将来の収入の見通しがないままに奨学金を受ける現実があるということだと思います。奨学金制度は、この間、少し前進し、国が給付制の奨学金枠を２万人、和歌山県でも独自に４０人の給付制奨学金を創設しています。

しかし、この規模では高校ごとに人数枠があり、一つの高校では一人が受けられるか受けられないかという水準です。給付される金額も、授業料を埋めるには至らず、ほかの奨学金を借りる必要も出てきます。今、必要なのは、根本的には国公立の学費の引き下げと私立大学等への私学助成金の国からの増額が求められていると考えますが、給付制の奨学金を拡大することも急がれます。

県下の自治体では、独自の奨学金を設けているところが３市１４町村、そのうち給付制の奨学金を設けている自治体は２市５町あります。紀の川市でも、独自の奨学金制度をつくって青年期の子どもたちを支援する必要があると考えますが、いかがでしょうかというのが３点目の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長　上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇）　石井議員の質問にお答えいたします。

子どもの貧困解消に向けての御質問のうち、紀の川市として子どもの貧困にどう取り組んできて、また「和歌山県子どもの貧困対策推進計画」の策定を受けて今後どう取り組んでいくのかということの保健福祉部所管について、答弁申し上げます。

保健福祉部における取り組みについては、経済的支援及び保護者の就労支援などの分野で、ひとり親家庭の支援策として、児童扶養手当の支給を始め、ひとり親の経済的自立を図るため、看護師等の資格を取得するために専門学校等に通う間の生活費の給付を行う「高等職業訓練促進給付金」や、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合、受講費用の一部を支給する「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施しており、平成２８年度からは、高等職業訓練促進給付金を活用して、入学準備金と就職準備金の貸し付けも開始しており、貸付金の返還については、一定期間の就労等により貸付金の返還免除の制度も運用されております。

また、貧困から、虐待・不登校・非行などの問題につながるおそれがあり、子どもの将来に大きな影響を与えることから、深刻化する前に支援の手を差し伸べる必要がありますので、子育て相談や要保護児童相談として児童相談所や教育部などの関係部署と連携を密

にし、積極的に取り組んできました。

また、生活保護における生活扶助のほか、教育扶助や生業扶助として高等学校の授業料、教材料等の扶助、あるいは高校生の就労収入について将来の進学費用等に当てる場合は収入認定しないことなど、安心して就学できるよう支援しています。

また、生活保護の基準には至らないが、生活困窮者と認められる者には、生活困窮者自立支援法により、住宅確保給付金の支給や自立のための就労支援等を実施しているところです。

以上が、主な施策の取り組みでございますが、３月に和歌山県が、「和歌山県子どもの貧困対策推進計画」を策定したところであり、その策定を受けての今後の取り組みについては、現状の取り組みとともに県計画の施策の基本方針である「教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援」の４つの分野に従って、引き続き所管する部分についての取り組みを推進するとともに、教育部や関連する部署と連携をし、貧困の解消に向けて取り組んでまいりますので御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹村広明君）　教育部長　稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇）　石井議員の「子どもの貧困」解消に向けての質問について、教育委員会所管の部分について答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行を受けて、和歌山県では本年３月に、「子どもの貧困対策推進計画」を策定いたしました。その中で、施策の基本的方向に４つの柱が定められ、教育への支援が明記されてございます。

教育委員会では、現在、「子どもの居場所づくり」事業を国・県の補助金をいただき、委託形式で実施いたしてございます。子どもの居場所づくりは、放課後家に帰っても１人で過ごさなければならない小学校４年生から６年生の子どもに対し、子どもの自主的な遊びや学習を通して子どもの育成を支援し、大人との交流により社会性を身につけることなどを目的に、また地域で子どもを育む包括的な取り組みとして行われているものであります。

また、市内のさまざまな地域で、民間団体による放課後の子どもの居場所を開設いただいているケースもございます。このような団体に対し、補助事業の対象となるよう働きかけを行うとともに、現在は生涯学習施設の無料貸し出しを行うなどの支援を行っています。今後も引き、子どもの居場所については、民間団体などへの協力や支援を続けてまいりたいと考えてございます。

次に、学校給食費の無償化につきましては、学校給食法第１１条に、「学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とする」と規定されており、本市では受益者負担の考えを基本として、学校給食費は就学援助制度の支給対象以外は児童・生徒の保護者に負担をしていただいておりますので、今後も応分の負担をお願いしたいと考えてございます。

一方、就学援助制度につきましては、経済的理由により就学困難と認められる児童・生

徒の保護者に対し、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施をすることを目的として支給要綱を定め、取り組んでおります。

支給対象者及び支給項目については、県内各市町村と比べても特段低いということはなく、目的が果たせていると考えておりまして、今後も現行どおり支給要綱に基づいて支給してまいりたいと考えております。

なお、議員御指摘のとおり、本年３月３１日に要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部が改正され、新入学児童生徒学用品費等の単価が引き上げられました。紀の川市では、従来から国の単価に準じて市の単価を変更してまいりましたので、今回の改正に伴い、市の単価を変更して支給してまいりたいと考えております。

入学前支給につきましては、国の補助金交付要綱の一部改正に伴い、新入学児童生徒学用品費等に限り、中学校のみならず小学校への入学年度開始前の支給も補助対象にできるよう改正されましたが、入学前に前倒しで認定するためには、入学前に支給対象者と認定された方が、入学後に支給対象者の条件から外れて認定を取り消される場合も考えられることから、慎重な対応が必要であると考えます。

教育委員会といたしましては、今後も関係部署を交えて引き続き議論と研究を重ねた上で、実施の可否について結論を出したいと考えております。

３点目の奨学金制度につきましては、意欲と能力のある子どもたちが経済的理由により修学を断念することなく安心して学べる制度として重要なものであると認識しております。

しかし、大学を卒業した後、大きな負債に悩む卒業生も多くあると聞きます。そのことを重く見た奨学金交付団体は、さまざまな奨学金制度の運用基準を改め、無利子貸与や利率の緩和を図る、あるいは貸与型だけではなく給付型の奨学金も新たに創設されております。

市単独の奨学金制度を導入してはどうかとの御質問でございますけれども、ただいま申しましたとおり、既存の制度が充実してまいりましたので、十分とは言えませんが、それらを活用していただきたいと考えており、現時点では市における奨学金の創設の予定はございませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（竹村広明君）　再質問はありませんか。

１９番　石井　仁君。

○１９番（石井　仁君）（質問席）　答弁、保健福祉部長、教育部長からいただきまして、まず、保健福祉部長からは、親の就学支援ということで、ひとり親の方の看護師資格等の高等就学訓練の助成も進めているということで、就労支援が子どもの貧困を解消していく上でも大事やということは言われてきていますよね。県の計画の中でも一つの柱になっていますので、引き続き取り組んでいただけたらなというふうに思っています。

また、教育部長からは、居場づくりで会場の無料の貸し出しもされているということで、行政だけでは全て対応し切れない部分を地域の社会資源活用することで進められるのかな

というふうに思いますので、この点も引き続き、頑張っていただけたらなというふうに思っています。

就学援助の単価改正については、入学準備金についてが２万円代から４万円代にということで、これ自体は国も頑張ったなというふうに思うんですけれども、それを今年度からやるということで今、言われたので、すごく大事な答弁いただいたかなというふうに思っています。

ただ、入学前支給のことについては、研究を行うということでした。国の通知には、「援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう」というのが趣旨なんですね。７月に入学に要った費用を支給するのではなくて、３月とかもっと早い段階に支給するようにというのを小学校も中学校もそうしたほうが、その必要があるんじゃないかというのが国の通知の趣旨だと思うので、研究されるということですので、ぜひ積極的に研究いただきたいなというふうに思っています。

市独自の奨学金制度の創設はないということでした。この奨学金問題を今回質問に取り上げたんですけれども、僕自身の反省、認識として、若い青年期の皆さんの困難に気づくのが僕自身遅かったなというふうに思っています。もう既に２０歳超えて、あるいは３０代で、かつての育英会の奨学金、また学生支援機構になってからの奨学金、すごく大変な中で返済されていると。場合によっては、自己破産の手続をしようということをしても、今度は保証人の方に迷惑がかかるからということで、それもできないというふうな状況があります。

若い方の、これは若い方だけではないですけれども、雇用環境というのはなかなか改善はされていません。ブラック企業、名ばかり正社員というふうなのもありますので、若い世代がせっかく希望を持って進学、また就職をしても、その後の負担というのが奨学金で大きな負担がさらにかかってくるという状況がもう既にあるんですよね。

今から進学をされる方、全体で言えば７２％の方が進学するということが和歌山県の状況ですけれども、その方たちの半分が何らかの奨学金を受けているという状況です。僕が学生やったときの感覚とも全然違うなというふうに思っています。今で子育てをされている方、そしてこれから進学しようとしている子どもたちのことを思うと、今の奨学金の制度では不十分だということで、教育部長も言われましたけれども、その認識は僕も同じかなというふうに思っています。

市としては、今のところ予定ないということなんですけれども、これは県下でも独自に設けている自治体もありますし、今後、急いで解決、解消をしないと貧困の連鎖が大きくまた広がる可能性もあるのかなというふうに思っています。

教育長にお尋ねをしたいのは、今後入学前支給の研究を行うということとか、子どもの貧困、子育て支援にかかわって、今の状況をどう見ているかという認識がやっぱり大事かなというふうに思っています。相対的貧困の率が、２０１２年度で１６．３％と、近々また発表されるかもしれないです。もう少し下がるかもしれないし、どうなるかちょっと注

目しているんですけれども。でも、６人に１人が中央値よりも半分のところで経済的にお金がない状態で生活をしているということになっていますので、この実態をどう認識しているのかですね、そこを出発点に就学援助の入学前支給も考えていただきたいというふうに思うんです。すごく大事なところが、この認識だと思うので、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（竹村広明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長　貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席）　石井議員の再質問にお答えいたします。

経済的な理由により、就学が困難と認められる児童・生徒について、義務教育の機会が貧困によって損なわれることはあってはならないと考えております。部長の答弁にありましたように、紀の川市では支給要綱に基づき、支援をさせていただいているところでございます。

教育委員会では、児童・生徒一人一人の健やかな成長を願い、学校が子どもたちにとって貧困を断ち切るための拠点となるプラットフォームになり得るよう取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（竹村広明君）　再々質問はありませんか。

１９番　石井　仁君。

○１９番（石井　仁君）（質問席）　義務教育の部分でのプラットフォームに学校がなるようにと、これ大綱でも言われているところで、全ての子どもを掌握できるのは市役所の中というよりも、やっぱり学校なんですよね。そこが、どれだけそのお子さんの、あるいは親御さんの状況を把握できるかということで言えば、学校が一番適任だと思います。負担もあると思いますけれども、プラットフォームの役割、進めていただけたらなというふうに思います。

再々質問ということで最後になるんですけども、市長にお伺いをしたいと思います。

ここでもやっぱり認識なんです。着る服がないとか、食べるものがないとかという絶対的な貧困ではなくて、そこを超えて今、「普通の人が」と言われる、あるいは「通常は」と言われることが、お金がないという理由で制限されている子どもがいてるというのが、その相対的貧困です。国が調査をして、その数字が１６％ほどあるわけですけれども、改善に向けた取り組みも進みかけてはいるんですけども、ようやく県が計画を立てた段階ということで、これからの取り組みがすごく大事になってくると思います。

この相対的貧困ですね、表向きは携帯電話も持っているとか、見た感じではなかなかわからないけれども、僕の感覚からすると、携帯電話、もしかしたらぜいたく品って僕言うかもしれないです。でも、今の子どもたちにとっては、それが本当に必要な情報のツールであったりですよね。今も普通に子どもが持っているもの、あるいは得ているもの、あるいは経験できるものというのが制限されている、それがしかもお金が理由で制限されてきているというのが、この相対的貧困だというふうに思うんですけれども、市長のこの相対

的貧困に対する認識、これからの施策つくっていく上でも大事な部分だと思いますので、何度も聞いているかもしれないですけれども、答弁をいただきたいと思います。

○議長（竹村広明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長　中村愼司君。

○市長（中村愼司君）（自席）　石井議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

国が３年に一度の国民生活基準調査において、子どもの貧困率、私は「子どもの貧困」という言葉が大嫌いであります。子どもが貧困ということよりも、今は「低所得者家庭」と言わざるを得んと思うんですが、子どもが何で貧困というような言い方をするかんなと、それが不思議で、まずないと思います。

もちろん、両親、ひとり親家庭、また両親がおらない子どももあると思います。いろいろ子どもにおける環境というものは本当にたくさんあるんではないかなと、そう思います。

そんな中で、石井議員か先ほどからいろいろと御質問されておりましたが、紀の川市として今後いろいろ取り組んでいくことについては、国のいろいろな施策等々の動向を見ながら各部署で取り組んでいきたいと、そう思うわけで、予期せぬ理由などで収入が少ない家庭やひとり親家庭などの世代など、十分でない環境に置かれている子ども世代があることは十分承知をしているわけで、これらについては、議員言われたような取り組みということよりも、先ほど申し上げたように、各部署での取り組み、また国・県の動向を見て取り組んでいきたいと、そう思っておりますので、石井議員にもこのことを御理解いただきたいと、そう思います。

○議長（竹村広明君）　以上で、石井　仁君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩　午前１０時３０分）

―――――――――――――――

（再開　午前１０時４８分）

○議長（竹村広明君）　再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

―――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（竹村広明君）　次に、２番　太田加寿也君の一般質問を許可いたします。

２番　太田加寿也君。

○２番（太田加寿也君）（質問席）　ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、私からの質問をさせていただきます。

今回は、本市の人口減少の実情と車社会を踏まえたこれからのまちづくりについてお聞きしたいと思います。

本市は、合併から１１年を超えました。これまで本市のまちづくりは、紀の川市都市計画マスタープランをもとにさまざまな施策が取り組まれてきました。しかしながら、目標とした平成２９年度の人口７万人は達成できず、毎年５００人前後の人口減少が続いてい

ます。日本全体で人口が減っているとはいえ、本市は大阪などの大都市圏に近い好条件の地域です。このまま人口減少が続くなら、１０年先、２０年先、本市がどうなっていくのか、大変心配です。

ところで、本市の人口減少の状況は、地域によって差があります。打田地域や貴志川地域では、商業地が拡大しつつあり、人口は微増・微減なのに対し、他の地区では商業地の停滞や衰退が起こって人口減少が大きくなっているところがあります。多くの市民は、衣・食・住の必需品の購入のために車を利用しますが、交通弱者も相当います。遠くのスーパーまで行けない市民も結構います。

そこで、一つ目は、それぞれの地域で生活する市民のために、地域に合った生活しやすいまちづくりが必要と考えますが、それぞれの地域に住む市民の声をどう吸い上げ、まちづくりをどう進めていくのでしょうか。

二つ目は、魅力あるまちづくりは、市外から多くの人を呼び込むためにも必要と考えます。例えば、打田地域は、市役所のある本市の中心のまちとして、また大阪や関空・和歌山市に近いこと、さらに近い将来、京奈和関空連絡道ができるであろうことなどから、住宅開発、高層マンション建設や商業地の確保・拡大により、多くの事業者を誘導していくことで仕事もふえ、さらなる人口増加が見込めると考えられます。

三つ目は、粉河寺や貴志駅など、本市のよく知られた観光地の周辺整備を進めることや、それぞれの観光地を結ぶ交通網を整備することで、今以上に観光客を集めることができると考えます。

以上のことについて、本市のこれからのまちづくりの取り組みを御答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（竹村広明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長　前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇）　太田議員の人口と車社会を踏まえた、本市のこれからのまちづくりとについての質問に答弁させていただきます。

紀の川市のまちづくりは、市の最上位計画の「紀の川市長期総合計画」や県の定める「都市計画区域マスタープラン」などを基本に、紀の川市の将来像とその実現に向けたまちづくりの方向性を示した紀の川市都市計画マスタープランによって行っております。紀の川市においても、人口減少社会に入り、今後も減少は続くと予測されています。人口増加を続けてきた時期の都市の拡大成長から、持続的な成長を基本としたまちづくりが求められています。

合併して以来、旧５町の町並みは、打田地区は商業地及び住宅開発が盛んであり、中心市街地は都市の拠点として機能が求められています。また、貴志川地区の市街地も、海南市の一部、紀美野町、和歌山市の一部の人が利用するため、商業地及び住宅開発が盛んに行われています。粉河地区・那賀地区及び桃山地区につきましては、一定の生活拠点の町並みができており、開発等も少ないのが現状でございます。

以上のことからも、地域の特徴を考慮しながら、居住機能や医療・福祉、商業、公共交通等のさまざまな都市機能を適切に誘導し、地域の安全・安心な暮らしを守り、生活利便性の維持・向上を推進していきたいと考えてございます。

また、「生活しやすいまち」としての公共交通につきましては、ＪＲ和歌山線、和歌山電鉄、路線バス、コミュニティバス、地域巡回バスなどで利便性を図り、アクセス道路整備といたしましては、貴志駅への連絡道、市道中９３号線の北側の拡幅計画も進めております。また、粉河駅への道路は、県道粉河寺線、県営街路事業を進めてもらっており、道路網の整備を進めることで粉河の中心部、粉河寺への交通アクセスがよくなり、駅への利便がしやすく、交通の利便性が向上すると考えられます。

紀の川市内の幹線道路につきましては、紀の川市中央部を東西方向に国道２４号、海南市方面を結ぶ国道４２４号が南西方向に通っており、また和歌山市及び奈良方面を結ぶ京奈和自動車道が整備され、近隣市町村が近くなりました。現在、事業実施しております道路網の整備といたしまして、市道上野庁舎前線の整備を平成２５年度から事前調査を行い、現在、用地確保は８割程度協力を得ており、また打田中学校から東側、県道泉佐野打田線までの市道東国分赤尾線の拡幅工事につきましても、今年度に詳細設計を予定し事業を進めていきたいと考えております。また、県道関係につきましては、京奈和自動車道の紀の川インターへの連絡道として、県に４車線化を進めてもらっておりいます県道泉佐野打田線につきましても、詳細設計が終わり、今年度より用地買収に着手すると聞いております。

幹線道路網の整備と平行して、企業・大型店舗の進出がスムーズにできるように、土地利用の適切な規制・誘導が必要で、便利で暮らしやすいまちづくりができると考えてございますので、土地利用方針策定事業の成果をもとに、関係機関と十分協議・調整を重ね、調整が整えば土地利用の規制誘導計画を進めていきたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（竹村広明君）　再質問はありませんか。

２番　太田加寿也君。

○２番（太田加寿也君）（質問席）　再質問、市長のほうにさせていただきたいと思います。

今、部長にお答えいただいたんですが、非常に広範囲に及ぶ内容で、答えていただきにくい部分が数多くあったかなと思うんですが、市長には、紀の川市全体においてお聞きしたいと思います。

打田地域は、市庁舎のある本市の中心であり、大阪という大都市圏に近い好条件に恵まれています。打田地域がこれから大きく発展することによって、市内の周辺地域へのさまざまな波及効果が期待できる、それが紀の川市の発展につながると考えていますが、市長として、今どのように考えておられるでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（竹村広明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長　中村愼司君。

○市長（中村愼司君）（自席）　太田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

市の中心である打田地域、紀の川市の拠点商業地として機能の充実が必要であると、そのことが議員言われたとおり、その必要性を感じておるところであります。

まずは、道路網の整備が最重要課題として認識しており、紀の川市全体の道路網が充実すれば、この打田の中心地でも１０分もあれば来れるようなこの紀の川市であります。

そういうことで、今後、関西空港と直結する京奈和連絡道が非常に難しい問題ではありますが、現実的にこれを進めていく、そのことが大きく紀の川市の発展につながることは間違いないわけで、それを拠点として紀の川市の道路網を充実し、そのことが紀の川市の発展、もちろん関空への１５分圏内の行けるこの関空道路と同時に、産業振興等々が、また大型店舗の進出等もある中で、紀の川市の発展につなげていけたらなと、そう思っております。

なお、基幹産業である農業、きのうあたりの質問にもございましたが、圃場整備等々をしていく中で、紀の川市で基幹産業の農業をやっていけるような、そしてその基幹産業として発展していけるような紀の川市にしていけたらなと思っておりますので、議員の皆さん方と一緒になって今後の問題を考えていく必要があるんではないかなと、そのように思ってございます。

○議長（竹村広明君）　再々質問はありませんか。

〔太田議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君）　以上で、太田加寿也君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君）　次に、６番議席　大谷さつき君の一般質問を許可いたします。

６番　大谷さつき君。

○６番（大谷さつき君）（質問席）　ただいま議長の許可をいただきましたので、通告順に従い、一般質問を行います。

中学生の自転車通学と安全対策についてお伺いします。

以前、同僚議員からも同じような内容の一般質問がございましたが、今回、私は少し角度を変えて、４点をお伺いします。

１点目は、紀の川市内の中学生の自転車通学許可と不許可の現状についてお伺いします。

現在、貴志川中学校以外の通学は、全区域が自転車通学許可となっております。そんな中、なぜ貴志川中学校だけが全生徒自転車通学にならないのでしょうか。貴志川中学校の全生徒への自転車通学許可はできないのか。

２点目は、自転車マナーの周知と現状についてお聞きします。

現在、紀の川市内全生徒への自転車マナーの周知徹底はできているのでしょうか。２０１５年６月１日より、道路交通法改正により１４歳以上自転車運転者に対し、信号無視、危険行為を繰り返した場合、講習受講が義務づけられました。また、傘差し運転なども安全運転義務違反に含まれるが、具体的な違反内容は知らない市民や生徒が多い現状です。

交通安全の講習会の取り組みや道路交通法のマナーについては、周知徹底をどのように進めているのですか、お答えください。

３点目は、自転車傷害保険の義務化についてお聞きします。

近年、交通事故は減少傾向にありますが、その中で自転車による事故は増加しています。少なくとも自転車通学の生徒に対し、自転車整備イコール自転車保険加入の義務化はできないでしょうか。また、加入促進の現状はどのような対応をされていますか。

４点目に、本市における通学路交通安全プログラムの取り組みについてですが、紀の川市通学路安全推進会議設置要綱の第２条、推進会議は次に掲げる事務を行うとあります。１、通学路の危険箇所の把握に関すること。２、通学路の危険箇所に対する対策に関する協議を行うこと。３、関係機関及び関係団体との連絡調整及び情報交換を行うこと。４、前各号に掲げるもののほか、通学路の交通安全として必要と認めることとありますが、紀の川市通学路安全推進会議設置要綱における現状と課題について、担当部局の答弁を求めます。

以上の４点を１回目の質問といたします。

○議長（竹村広明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長　稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇）　大谷議員御質問の「中学生の自転車通学と安全対策」について、答弁をさせていただきます。

教育委員会といたしましては、通学路を含め、児童・生徒の安全・安心な学びの場づくりを重点施策として取り組んでいるところでございます。

まず、１点目の紀の川市内の中学校のうち、「貴志川中学校だけが全ての生徒に自転車通学が許可されない理由」につきましては、全校生徒に対し駐輪可能スペースが十分に確保できていないということでございます。

そのため、学校から一定の距離内に住む生徒は、徒歩による通学とする基準を設け、自転車通学を規制し、生徒の自転車を駐輪場におさまる台数になるよう運用しており、日没が早くなる冬期には安全を考慮し、クラブ活動で帰宅が遅くなる生徒には、基準内の生徒でも自転車通学を許可するなど、柔軟に対応しているところでございます。

しかし、全ての生徒が自転車通学できないことは事実でございますので、でき得る限り、全ての生徒の自転車通学が可能となるよう手だてを考えてまいりたいと考えております。

２点目の「自転車マナーの周知徹底」につきましては、議員御指摘のとおり、平成２７年６月１日に改正道路交通法が施行されます。

教育委員会では、改正法の内容説明と安全教育の指導を徹底するよう訓示するとともに、一昨年の法律施行日には、学校長あてに、子どもたちが自転車事故の加害者や被害者になることのないよう家庭への啓発徹底を指示をいたしました。以降、毎年度当初の校長会におきまして、安全指導の徹底を指示いたしてございます。

また、毎年作成いたしてございます教育計画には、安全教育として、「自転車の正しい

乗り方指導」などが計画されており、ことしの秋の交通安全運動の時期には、県警察本部の協力により、１校という限定ではございますが、スタントマン等に参加いただき、実際の交通事故の状況を再現し、中学生にリアルな記憶を残すことで自転車乗車マナー向上を図る講習も予定いたしております。

３点目の「自転車傷害保険の加入促進の現状」につきましては、近年自転車に乗車されている方が加害者となる事故が多発している状況から、任意保険への加入が取りざたされてございます。

紀の川市では、中学校への入学時あるいは進級時に保護者に対し加入のあっせんを行っておりますが、保険料負担が発生いたしますので、保護者の判断により加入いただくこととし、義務化はいたしておりません。

また、４点目の通学路交通安全推進協議会の内容でございますけれども、児童・生徒が安全に通学できるように通学路を管理する関係機関が連携して継続的に通学路の安全確保に向けた取り組みを行うために、平成２７年３月２日に第１回を開催いたしまして、その中で通学路交通安全プログラムを作成いたしてございます。

本プログラムは、関係機関が連携して通学路の合同点検を継続的に行うとともに、対策を検討・実施し、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行うことで通学路の安全性の向上を図るプログラムでございます。

通学路安全推進会議の現状といたしましては、平成２８年１１月に合同点検を実施いたしました要対策箇所について、本年２月に安全対策を決定し、校長会を通じ、各小・中学校に公表し、各担当部署で対策を実施し、１１月に対策の検証等を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君）　再質問はありませんか。

６番　大谷さつき君。

○６番（大谷さつき君）（質問席）　ただいま担当部長から御答弁をいただきましたが、１点目の自転車通学許可については、前向きに御検討いただけるとの御答弁いただきましたが、父兄、また生徒の中には早い実施を期待されています。できるだけ早い実施の検討を進めていただきたい。これについての答弁は結構でございます。

２点目の自転車マナーの周知徹底についてですが、道路交通法改正後、現在、年に１回は学校で自転車の正しい乗り方のＤＶＤを見ながらの講習会を実施されていると思います。先ほどの答弁では、スタントマンが実演に来ていただくのは１校という限定でしたが、今後は市内の生徒全員にスタントマンの実演が受けられるようにしてはどうかと考えます。

また、警視庁から自転車を安全に乗るための五つの原則が公開されています。一つ目は、自転車は車道通行が原則、歩道は例外。二つ目は、車道は左側を通行。三つ目は、歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行。四つ目は、安全ルールを守る。五つ目は、子どもはヘルメットを着用とあります。このように、受講を受けた生徒に対し、受講修了書などを出すことも一つの方法だと考えますが、いかがでしょうか。

３点目の自転車傷害保険の加入促進についてですが、ここで自転車事故における未成年の高額賠償の凡例の一部を紹介します。

横浜地裁で、平成１７年１１月、女子高校生が夜間に携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の看護師の女性と衝突、看護師には重大な障害、手足がしびれ、歩行困難が残り、５，０００万円の賠償命令。また、名古屋地裁で、平成１４年９月、男子中学生が夜間無灯火で自転車を走行中、対面歩行の女性と衝突、女性には重大な障害、後遺障害２級が残り、３，１２４万円の賠償命令。これは、ごく一部ですが、死亡した事故もあります。

なぜ、このように自転車事故が高額賠償になったのか。その理由は、裁判所による新基準の適用があります。かつて自転車は、歩行者と同じような扱いがされていましたが、この新基準により自転車と歩行者が事故になったとき、基本は１０対０から自転車の過失が問われるようになったことによるものです。この運転者責任は、たとえ小学生であろうが中学生であろうが、免れるものではありません。軽車両運転していることに対して責任が問われるのです。

先日、岩出警察署に行き、平成２７年と平成２８年の本市中学生の自転車事故の件数を調べてきた結果を報告します。平成２７年は、人身事故が８件中４件が加害者となり、物件事故が７件中４件が加害者です。平成２８年は、人身事故が３件中２件が加害者で、物件事故は１４件中７件が加害者でした。

事故の状況は、朝の通学時間帯が多く、出会い頭がほとんどです。加害者になった場合、何らかの自転車保険に加入していれば保険で補償されるが、加入していない場合、家族に多大なる影響を及ぼします。こうしたことからも、自転車保険の義務化はできないのか、再度答弁を願います。

○議長（竹村広明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長　稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席）　ただいまの大谷議員の再質問にお答えをさせていただきます。

自転車乗車マナーの徹底につきましては、悲惨な交通事故を未然に防止する上で、非常に重要と考えてございます。

まず、１点目の県警本部の主催によりますスタントマンの事業といいますか講習につきましては、１校ということでございます。６校全てでしてはどうかという御提案でございますけれども、主催が県警本部ということでもございますので、今後も関係機関相談しながらさせていただきたいということでございます。

それから、議員提案の講習の受講証等につきましては、発行する予定はございませんけれども、講習が一過性にならないように、登下校時の見守りなどを通じて、常に安全に対する意識向上を目指して指導・啓発を行ってまいりたいと考えてございます。

それから、自転車の保険の加入の義務化ということで再質問いただきましたけれども、

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、自転車の任意保険については、あくまでも、それぞれの家庭で加入について御判断をいただきたいということでございますので、義務化ということでは予定はございませんので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（竹村広明君）　再々質問はありませんか。

６番　大谷さつき君。

○６番（大谷さつき君）（質問席）　最後に、教育長にお尋ねします。

自転車傷害保険の加入の義務化についてですが、貴志川中学校の保護者地区懇談会がこの６月に開催され、参加者は３２名でした。参加者のうち、自転車保険に何らかの形で加入している人が２５名だったようです。加入率は７８．１％、これはごく一部ですけども。

自転車を通学や日常的に利用しているという現実の中、バイクや自動車と違い、自転車には強制保険はありません。しかし、事故が発生し加害者になった場合には、支払い能力を超える多額の損害賠償が請求されるおそれがあります。そうしたトラブルの救済措置として、昭和５４年に警察庁の指導により、自転車の安全利用の促進と自転車事故の防止を図るために、自転車安全対策の一環として、「自転車安全整備制度」が創設されました。これは、年に１回、自転車安全整備士のいる自転車安全整備店で自転車の点検・整備、有料ですけども、受けた自転車に対し、いわゆる傷害保険と賠償責任保険のついているＴＳマーク（自転車保険）が張られ、整備済み自転車イコール自転車保険加入の証となります。

このような自転車通学の生徒は、ぜひとも自転車安全整備の義務化を推進すべきだと考えますが、教育長の御見解をお伺いします。

○議長（竹村広明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長　貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席）　大谷議員の再々質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、自転車に乗車されている方が加害者となる重大な事故が近年ふえており、高額な賠償を請求された事例等も報告されております。そして、その高額な補償を担保するために、多数の任意保険が設定され、条件のよい安価な保険も販売され、補償の状況もざまざまでございます。

しかし、部長も答弁いたしましたとおり、保険への加入については一定の保護者負担も必要になることから、現在義務化をする予定はございませんが、教育委員会といたしましては、学校現場や保護者会において、できるだけ保険への加入をしていただくようあっせんや保険加入の重要性を啓発していきたいと考えております。

そして、生徒が安全に登下校できるよう自転車の安全指導を引き続き徹底していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（竹村広明君）　以上で、大谷さつき君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩　午前１１時２１分）

（再開　午後　１時００分）

○議長（竹村広明君）　再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

○議長（竹村広明君）　次に、１番　並松八重君の一般質問を許可いたします。

１番　並松八重君。

まず、子どもを安心して産み育てられる環境づくりの支援についての質問を許可いたします。

○１番（並松八重君）（質問席）　ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

本市が、長期総合計画に示されている子どもを安心して産み育てられる環境づくり支援について、本市が既に実施されている妊娠期から就学前の子育てまでの支援事業を踏まえ、お尋ねします。

国は、平成２７年６月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針」において、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対し、総合的相談支援のワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センターを設置するよう全国自治体に求めております。２０１６年４月時点では、２９６市町村、７２０カ所で導入されております。

国は、２０２０年度末までの全国展開を目指しております。子育て世代包括支援センターは、北欧フィンランドで１９２０年代に始まった「ネウボラ」と呼ばれる妊娠期から就学前までの子育て支援の日本版と言えるものです。聞きなれない言葉ですが、ネウボラについて、少し説明させていただきます。

ネウボラは、当時ロシアから独立を果たしたフィンランドの中で起こりました。フィンランドでは、内戦が勃発する中、乳幼児死亡率は悪化する一方でした。そこで、子どもたちを守るため、医師や保健師らを中心に健診や相談が始まった子育て支援拠点のことです。１９４９年には、フィンランドのどの自治体にも「ネウボラ」という子育て支援を行う施設がありました。そこで、母子の死亡率低下など大きな成果をもたらしております。

本市においても、近年、核家族の進行で不安を抱えがちな子育て世帯に対し、助産師、保健師等が妊娠から出産、就学前までの子育てをワンストップで支援する体制づくりが急がれるところです。

そこで、次の５点についてお尋ねします。

まず、１点目として、妊婦の情報と出産後の子どもの情報の管理のあり方についてです。

妊娠届出・母子手帳交付、妊婦への受け付け相談等は、南別館１階健康推進課で対応されておりますが、妊婦の情報はシステム管理され、出産後の子どもの情報と連動しているのか、お聞きします。

２点目として、支援が必要とされた妊婦への支援体制と人材確保についてです。

妊娠届出受け付け時に、アンケート記入、面談をした後、何らかの支援が必要とされた妊婦に対しては、産前・産後、子育てへと継続した支援体制となります。保育士、助産師等の人材確保はできているのか、お聞きします。

３点目として、産後ケアの充実と関係機関との連携についてです。

国の新規事業として、出産後の産婦に対し、健康診査費用２回分の助成が行われます。健康診査を受けた結果、支援が必要と判断された場合、母子への心身のケアや育児サポートを実施することになりますが、早期の対応と切れ目ない産後ケアが求められるに当たり、関係機関との連携はできているのか、お答えください。

４点目として、子育て世代包括支援センター設置に向けた取り組みについてです。

本市では、現在、那賀子育て支援センター、桃山子育て支援センター、ながやま小規模子育て支援センターと、３カ所が育児支援行われております。地域の子育て支援拠点として利用されていることを考えると、その３カ所を整備・拡充し発展させることによって、子育て世代包括支援センターとするお考えはないのでしょうか。

５点目として、保育事業に応じた施設と保育士確保に向けた取り組みについてです。

現在、女性の就業率は上昇傾向にあり、０歳児、１歳児からの保育希望が増加しております。こうした現状に、本市でも待機児童ゼロの目標で取り組まれていると思いますが、保育施設、保育士確保は十分対応できているのでしょうか。

昨日の同僚議員が質問されたように、少子化対策として喫緊の課題です。あるアンケートでは、就学前の子どもを持つ保護者の７割は、希望どおりの保育サービスがあればもう一人子どもを持つことに前向きになると回答していることからも、仕事と子育ての両立支援ができれば少子化対策につながると考えます。

以上５点、子どもを安心して産み育てられる環境づくりと支援について、答弁を求めます。

○議長（竹村広明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長　上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇）　それでは、並松議員の質問にお答えいたします。

「子育て世代包括支援センター」の仕組みについては、国は、おおむね平成３２年度末までに全ての自治体で取り組むように求めており、紀の川市においては、平成３０年度に予定している機構改革による組織の見直しを念頭に、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を行うため、平成３０年度中に「紀の川市子育て世代包括支援センター」の仕組みとして設置する予定で進めております。

また、紀の川市の子育て支援の現状については、妊娠届けから妊婦教室、乳幼児健康診査・健康相談、発達相談などの母子保健に相当する支援と保育所や子育て支援センター、子育て短期支援事業、ファミリーサポート事業、要保護児童相談など児童福祉の子育てに相当する支援の両方をもって取り組んでいます。

課題としては、この両方の取り組みの窓口を一元化することと、支援を必要とする妊産

婦や乳幼児を的確に把握し、早期に対応することで虐待の予防につなげ、安心して子育てができるように支援することが今後の重要な課題であると考えており、まさに今、進めているところの子育て世代包括支援の仕組みづくりと合致するところでございます。

議員が御質問の妊婦の情報はシステム管理され、出産後の情報と連動しているかということですが、現在健康管理システムで妊婦の情報や出産後の子どもの情報をそれぞれ管理していますが、今後は、妊娠期からの切れ目のない支援に沿ったシステムに改良していくこと並びに子育て支援関係のシステムの連携についても、子育て世代包括支援という仕組みの中で取り組んでまいります。

次に、支援の必要な妊婦への産後、子育てへと継続した取り組みのための専門的な人材確保については、今後母子保健において、妊娠期から生後４カ月健診までの期間について、さらに支援の充実を図るものと考えており、特に、出産に向けての不安の解消や産後の母乳トラブルなどの対応には、専門職である助産師の確保も考えていく必要があり、看護協会、助産師会等の協力を得ながら優秀な人材確保をしていく予定としております。

次に、支援が必要と判断された産婦に対する母子への心身のケアや育児サポートについて、関係機関と連携はできているかということについては、子育て世代包括支援の仕組みづくりの中で、産後鬱の予防や新生児への虐待予防等を含めたところの産後の健康診査事業について、前向きに検討してまいります。

また、健診の結果から、支援が必要と判断される産婦には、産後ケア事業を実施することという要件もありますので、医師会や助産師のいる訪問看護事業者など関係機関連など連携を図っていきたいと考えております。

次に、今ある地域子育て支援拠点事業の整備・拡充に関する考えですが、子育て支援センターについては、先ほど議員が申されたように、現在、名手保育園内の那賀子育て支援センター、安楽川保育園内の桃山子育て支援センター、ながやま保育園内の小規模子育て支援センターの開設をしており、地域の子育て支援団体や市民の皆様と協働で子育てに関する相談や援助、子育て教室事業、育児サークルなどを行い、子育て中の親子の育児支援を行っております。

子育て世代包括支援センター設置後は、それぞれの子育て支援センターとさらに連携をとり、子育てに関する相談等について、きめ細やかに子育て中の親子の育児支援を行っていきたいと考えております。

また、今年度中に子育て支援センターのなかった打田地区において、新たに地域子育て支援センターの開設に向け、現在、社会福祉法人と協議を進めております。そういうことで、打田地区に地域子育て支援センターが開設されれば、児童福祉としての子育て支援サービスが拡充されることになり、さきに申し上げた母子保健としてのサービスの充実とともに子育て世代包括支援の充実につながっていくものと考えております。

続いて、低年齢児保育の希望に対する施設、保育士の確保についてですが、近年の社会情勢の変化を受けて、共働き世帯やひとり親家庭が増加し、紀の川市においても人口が減

少している状況の中、保育を希望する世帯は横ばい状態となっていますが、特に０歳から２歳の低年齢の保育を必要とする世帯については増加傾向にあります。

低年齢児の受け入れ拡充に対応するためには、施設の改修や保育士の確保が大きな課題となっています。そのため、紀の川市では、平成２８年度に民間による小規模保育所２カ所を開設し、平成２９年度も民間の小規模保育所１カ所について開設に向け準備しているところであり、今後も民間活力等の協力を得ながら低年齢児の受け入れを拡充し、待機児童が発生しないように進めたいと思っております。

最後に、子育て包括支援センター設置に向けての進捗状況でございますが、最初に申し上げたように、平成３０年度中の開設に向け、現在、業務内容の確認、マニュアルづくり、関係機関との連携体制、管理システムの構築、専門職である人材の確保の方策などについて検討を順次進めているところでございます。

以上です。

○議長（竹村広明君）　再質問はありませんか。

１番　並松八重君。

○１番（並松八重君）（質問席）　再質問いたします。

産後の健康診査事業については、前向きに検討されると答弁いただきました。産後鬱は、１０人に１人が経験するとされます。良好な母子の愛着形成を促進する上で、出産直後の１カ月間が最も大事な時期なります。母親が育児への不安や重圧により精神的不安になる産後鬱が深刻化すれば、虐待や育児放棄につながり、自殺を招いたりするおそれがあるのです。不調の兆しを早目に見つけ、適切な支援につなげるため、妊娠健診１４回分は公費助成されております。その延長として、産婦健診２回分の費用助成を速やかに市の単独事業として進めることはできないのでしょうか。

もう一点、子育て世代包括支援センターは、３０年度中の開設を進められるとのことですが、母子保健と子育て支援の取り組みを一元化し、妊産婦、子育て中の親子の相談支援を切れ目なく継続していく機能と役割が新たに求められます。そこに、窓口対応だけではなく、妊婦や親子が気軽に集い、交流し、不安や悩みを相談できる広場としての機能も必要ではないのかと考えます。

以上２点、再度お尋ねいたします。

○議長（竹村広明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長　上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席）　再質問にお答えいたします。

産婦の健康診査事業については、その健診の結果を先ほども答弁申し上げたように、産後ケア事業とあわせて実施することが求められます。そのため、今、母子保健の担当部署では、平成３０年度中の開設に向けて子育て世代包括支援センターの仕組みづくりに一生懸命取り組んでおります。

市単独で健康診査だけを実施しても、産後ケアとの支援を行う事業がないことには支援

につながらないという側面もございますので、ここはやはり子育て世代包括支援センターの仕組みづくりの中で取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、この仕組みづくりにおける母子保健の支援と子育て支援の取り組みの一元化ということでありますが、母子保健における支援と福祉における子育ての支援は、取り組みとしては別のものであって、取り組みの一元化というよりは、今後、機構改革等で一つの課なり部署で対応するということで、窓口の一元化ということで十分な連携をとっていくことが大切であると思っております。

一方で、子育て支援を行っている子育て支援センター等、それぞれの支援を担当する機関、それはそれぞれの役割を遺憾なく発揮することが求められますので、その辺については十分連携をとれるようにするということでございます。

それから、子育て包括支援センターの窓口における妊婦や親子などの相談できる広場機能、この面については相談スペースでありますとか、十分な親と子の状況を見るということにおいては、そのスペースを確保することが大変重要であると思っておりますので、今後、組織機構改革の部や課の配置を見た上で、そのスペースの割り当て状況等を見て検討してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（竹村広明君）　再々質問はありませんか。

〔並松議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君）　次に、市内にある歩道・通学路の整備、安全対策についての質問を許可いたします。

１番　並松八重君。

○１番（並松八重君）（質問席）　次に、市内にある歩道・通学路の整備、安全対策についてお尋ねします。

本市が実施されていた市民アンケートの中に、危険を感じた理由の一つとして、５７％の方が歩道の整備ができていないと回答されておりました。これは、大変本市のイメージを下げることにつながりかねません。ふだん、歩くことが少ない私も気がつかなかったことですが、市民の御指摘もあり、歩行者から見れば危険を感じるところが多々ありました。狭い車道でも歩道がない、歩道があっても雑草が伸び、今の時期、歩行時に道路からの雑草と絡まり、歩道の通行を妨げているところも多く見受けれられました。

市民の安全・安心を守り、住んでみたい紀の川市と思うまちづくりのために、現在、どのような対策、対応を行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（竹村広明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長　前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（登壇）　それでは、並松議員の市内にある歩道・通学路の整備、安全対策についての御質問に答弁させていただきます。

通学路の歩道や自転車道の整備につきましては、紀の川市通学路交通安全プログラムによる定期的な合同点検の実施により危険箇所を把握し、それぞれの道路管理者の判断で費用対効果も考慮しながら、現地に見合った最適な工法で整備を進めているところでございます。

現在整備中の歩道につきましては、国道では藤崎地区から名手小学校を経由し、県道中尾名手市場線までの区間及び深田地区風市橋付近の国道２４号、桃山町元地区喫茶桃園前の国道４２４号、また県道では先月開通しました市道中学校連絡線から深田地区国道２４号までの県道粉河寺線、西貴志小学校から貴志川中学校へかけての県道和歌山橋本線、貴志川町前田地区の県道岩出野上線、竹房橋から遠方地区にかけての県道和歌山橋本線等でございます。

今後も、国・県には早期に完成していただくよう強く要望してまいりたいと考えております。

次に、市道の歩道整備でございますが、市役所本庁舎前の市道上野庁舎前線や本庁舎前から県道泉佐野打田線までの市道東国分赤尾線、旧粉河支所跡地の市道粉河６５号線、貴志駅前から県道岩出野上線までの市道中９３号線等の整備を順次進めているところでございます。

今後につきましても、歩道の新設となれば用地の協力が必要となりますので、危険箇所の早期の安全対策といたしまして、水路のふたかけやポストコーン、区画線の設置による歩車道の分離など、簡易な対策も並行して進めてまいりたいと考えております。

また、国道・県道の歩道管理につきましては、道路パトロールを行ってもらい、定期的な業者委託や直営の作業員等で草刈り清掃を行い、適切な管理に努めていただいておりますが、時期的に集中することもあり、全てが網羅できていないのが現状とのことでございます。通行に支障がある箇所につきましては、通報連絡があれば現地を確認した上で、適切な管理を国・県にお願いしてまいりたいと考えております。

次に、市道につきましても、定期的に自治会やシルバー人材センター、業者等への委託し、また早急な対応が必要な場合は、道路作業員で対応するなど適切な維持管理に努めておりますが、国・県と同様に、全てを網羅できていない状況であります。今後もパトロールでの把握に努め、市民からの通報があれば早急に対応してまいりたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（竹村広明君）　再質問はありませんか。

１番　並松八重君。

○１番（並松八重君）（質問席）　再質問いたします。

国道・県道については６件、市道は３件、歩道整備が進められているとお答えいただきました。身近なところでは、５月２８日にすばらしい粉河中学校連絡線が完成し、通学の安全と地域の方の利便性が図られました。また、このことにより県道粉河寺線の早期完成が待たれるところであります。

こうした本市の歩行者と通学路の安全を第一に考えた取り組みの中、一例を挙げれば、粉河中学校、粉河高校、粉河支所への安全な通学路、歩道整備の観点から、竜門橋周辺の歩道のないところについて用地確保の要らない方法を含め、県との早期協議対応を具体的に進められておられるのか、再度お聞きします。

○議長（竹村広明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長　前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席）　並松議員の再質問にお答えいたします。

国道２４号松下橋、粉河交差点から竜門橋までの歩道設置につきましては、市といたしましても安全確保が必要だと考えております。

また、昨年９月に地元の区長さんより要望があり、既に県に対して要望を行ってございます。県の対応といたしましては、河川側、張り出し歩道工法につきましては、河川断面への影響、国道松下橋に取りつけの構造的な問題点が考えられますので、検討していきたいと思います。また、国道の横断歩道の法線を考えますと、用地の協力をお願いし、やはり東側に歩道設置するのが最適と考えられます。

今後も、引き続き工法の検討と交差点の総合的な検討を県に要望してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（竹村広明君）　再々質問はありませんか。

〔並松議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君）　以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君）　次に、２１番　堂脇光弘君の一般質問を許可いたします。

２１番　堂脇光弘君。

○２１番（堂脇光弘君）（質問席）　最後ということで。ただいま議長の許可を得ましたので、通告順に従い、一般質問させていただきます。

私からは、将来に向けての紀の川市のまちづくりを今後どのような方向で進めていくのか。そして、次期紀の川市長選についてお尋ねいたします。

旧５町が合併してからはや１２年がたとうとしています。初代紀の川市長として、「安全・安心」をモットーに、幾多の課題・難題を着実に解決され、時には断腸の思いで事業の縮小・廃止を行い、また時には、新たに創意工夫された新規事業にも取り組まれてこられました。

一例を申し上げますと、南海トラフ大地震の発生が危惧されている昨今、市内全ての小・中学校の耐震化を平成２７年度末までに終了し、子どもたちが安全で安心して学校生活が送れるようになりました。また、平成２８年度からは、中学校卒業まで、通院・入院の医療費無料化を実施するなど、少子高齢化が進む中で子育て世代に大変喜ばれ、画期的な負担軽減になり、市民の方々から高い評価を得ております。そのほかにも、市民の生活に直面する治水対策など、市長が掲げた政策目標はほとんど達成されたことに畏敬の念を

抱いております。

このように、市民の方々にとって住みよいまちづくりが進められてこられたのも、ひとえに中村市長の政治手腕のたまものだと敬意をあらわす次第であります。

中村市長は、日ごろから「公平・公正でバランスをとりながら」と言っておられます。今日に至るまで、五つの地域、旧５町のバランスを考慮しながら、紀の川市の基盤づくりをしっかりと築かれてきました。しかし、私が思うに、紀の川市では都市計画区域の見直しや交通網の整備、人口減少対策、生活環境・教育環境の充実など、さまざまな課題が山積しています。

その中で、市長が提唱しております「京奈和関空連絡道路の早期実現」こそが、都市部とのかけ橋、しいては海外とのかけ橋となり、はかり知れない経済効果が生まれ、紀の川市が発展することに期待を膨らませております。現在、抱えている数々の課題を今後どう解決していくのか。そして、京奈和関空連絡道路の早期実現に向けた取り組み、この問題に即座に対応できるのは、中村市長を置いてほかに誰もいないと思っております。

そこで、中村市長におかれましては、次期市長選に出馬し、４たび紀の川市長として、紀の川市の市政を担っていただけるのかどうか、市長の決意をお伺いします。

○議長（竹村広明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長　中村愼司君。

○市長（中村愼司君）（登壇）　堂脇議員の御質問にお答えをしたいと思います。

合併後、１２年を経過しようとしております。ただいま御質問のあった、私はこの合併後、安全・安心を第一に、５町のバランスを図りながら公平・公正に議会の皆さん方や地域市民の皆さん方の協力を得ながら、また職員の皆さんと一緒になって市政を運営してきたつもりでございます。皆さんの協力がなければ、この１２年間、紀の川市の発展はなかったものと、そう思っております。本当にいろいろと御協力をいただき、ありがとうございました。

そして今、堂脇議員から御指摘をいただきました今日までの取り組みと今後の課題等について触れられました。一つは、都市計画区域の見直し、これも計画は予定どおり進んでおらない点もあるわけです。今後、見直しをしながら、この時代に則した紀の川市づくりをしていかなきゃならないと、そのように思っております。

また、交通網の整備等については、十分とはいきませんけれども、市になってからの交通網は、京奈和自動車をはじめ、遠方の県道等々いろいろとやってまいりましたけれども、まだまだ残された課題は山積をしてございます。

また、人口問題、７万人余りで出発したこの紀の川市、現在は６万４，０００人台という非常に年間５００人程度の人口減少が起こっておるわけで、この減少を食いとめるべく市としての対応も考えていかなければならない。

また、生活環境や教育環境の充実もまたまだ終わったわけではなく、これから取り組んでいかなければならない。そう思う中で、紀の川市の基礎づくり、私自身もまだ完全では

ないと思っております。このほかにもまだまだやらなければならない事業、事柄がたくさん残っておるわけであります。

たとえて言いますと、先ほど御質問の中でお話がございましたように、京奈和関空道路、これは一昨年、期成同盟会を設立し、そして泉佐野市、また泉南地域の８市町、また和歌山県の紀の川筋の市町に参加をいただいて、和歌山・大阪両方で、この道を何とかしていきたいということの中で取り組んでおりますけれども、４００億円、５００億円のかかる大きな事業でもあります。もちろん、この道がつけば便利になり、紀の川市や和歌山県の発展は間違いなく結びつけられる道路であると思っておりますけれども、そう簡単にはいかない。

そんな中で、私はこの道路に対して道は完成しなくても、道筋だけはつけておきたい。そして、早期実現に向けての皆さん方の協力を得ながら進めていきたいと、このように思っております。

また、基幹産業である農業、後継者の不足、また商業の高齢化、これは全国的な大きな課題でありますけれども、紀の川市においても圃場整備の促進等々を図る中、また果物の６次産業・加工等の取り組み等々も考えながら、農業者が生きていける、また若者が帰ってきて農業のできるような紀の川市をつくっていく必要があるんではないかなと、そう思っております。

また、安全・安心の面では、今現在、取り組みをしていただいております岩出の頭首工狭窄部の改良であります。１００億円かけての対応が今、着々と事業されておるわけでありますが、これができることによって、現在まで集中豪雨、大雨等の災害のときには非常に床下・床上浸水、また農作物の被害が出ておるわけでありますが、解決できるべくこの狭窄部の改良と同時に、和歌山市、岩出市、紀の川市の３市で農地再編国営総合農地防災事業という１０年間で４５０億円余りの事業を取りかかっておるわけでありますが、同時にこれを一緒に岩出の狭窄部の頭首工の改良と一緒になって取り組むことによって、安心して生活のできる、また農業が取り組んでいける、そういう状況にしていける紀の川市になるべく頑張っていきたいと、そう思っております。

また、紀の川市になりましてから、北勢田の第２工業団地造成をいたしましたが、やはり企業誘致、若者が帰ってきて地元で働ける、そういう状況をつくっていく大きな課題も残っております。いろいろとまだまだ事業、市づくりは３年４年５年で終わるわけではありませんけれども、今後、合併してよかった、そして人の行き交い、自然の恵みにあふれる住みよい紀の川市を目指して、命がけで明るい未来のために頑張っていきたいと、そう思っております。

今日まで、市民の皆さん方、各団体から、１８９団体の皆さん方から出馬要請をいただいております。大変ありがたいことでありますが、この要請をいただいた上は、私は命がけで紀の川市づくりに頑張っていきたいという決意を申し上げて、私の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹村広明君）　再質問はありませんか。

２１番　堂脇光弘君。

○２１番（堂脇光弘君）（質問席）　ただいま中村市長のほうから、力強い出馬の決意を表明していただきました。大変心強く思っております。

京奈和関空連絡道路も、これで８０％ほど着手できたんではないかなと思っております。今後、さらに公務が多忙になると思いますが、健康に十分御留意されて業務に精励され、再度紀の川市長に就任されることを心から御祈念申し上げ、終わります。

○議長（竹村広明君）　市長　中村愼司君。

○市長（中村愼司君）（自席）　ちょっと興奮して答弁忘れたんですが、まだ１２月１０日までこの任期があるわけで、３月議会で認めていただいた平成２９年度の予算、一生懸命取り組んでいき、任期満了するまで皆さん方と一緒に頑張っていきたいと、そうつけ加えて終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（竹村広明君）　以上で、堂脇光弘君の一般質問を終わります。

以上で、本定例会の一般質問は全て終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩　午後　１時４３分）

―――――――――――――――

（再開　午後　１時５３分）

○議長（竹村広明君）　再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例の一部を改正する条例）　から
報告第８号　専決処分の承認を求めることについて（平成２８年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第２号））
まで

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（竹村広明君）　次に、日程第２、報告第１号　専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例の一部を改正する条例）から、報告第８号　専決処分の承認を求めることについて（平成２８年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第２号））までの計８件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました８件につきましては、過日、既に当局の提案説明が終了しております。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第１号から報告第８号までの８件につきましては、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略し、本日、質疑、討論、採決ま

で行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君）　異議なしと認めます。

したがって、報告第１号から報告第８号につきましては、本日、質疑、討論、採決まで行うことに決しました。

それでは、報告第１号から報告第８号について、順次、質疑、討論、採決を行います。

はじめに、報告第１号　専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例の一部を改正する条例）に対する質疑、討論、採決を行います。

ただいま議題となっております報告第１号については、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、報告第１号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君）　なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第１号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第１号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君）　異議なしと認めます。

したがって、報告第１号は原案のとおり承認すること決しました。

次に、報告第２号　専決処分の承認を求めることについて（紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例）に対する質疑、討論、採決を行います。

ただいま議題となっております報告第２号については、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、報告第２号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君）　討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第２号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第２号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君）　異議なしと認めます。

したがって、報告第２号は原案のとおり承認すること決しました。

次に、報告第３号　専決処分の承認を求めることについて（紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に対する質疑、討論、採決を行います。

ただいま議題となっております報告第３号については、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、報告第３号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君）　討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第３号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第３号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君）　異議なしと認めます。

したがって、報告第３号は原案のとおり承認すること決しました。

次に、報告第４号　専決処分の承認を求めることについて（紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）に対する質疑、討論、採決を行います。

ただいま議題となっております報告第４号については、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、報告第４号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君）　討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第４号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第４号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君）　異議なしと認めます。

したがって、報告第４号は原案のとおり承認すること決しました。

次に、報告第５号　専決処分の承認を求めることについて（紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例）に対する質疑、討論、採決を行います。

ただいま議題となっております報告第５号については、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、報告第５号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君）　討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第５号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第５は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君）　異議なしと認めます。

したがって、報告第５は原案のとおり承認すること決しました。

次に、報告第６号　専決処分の承認を求めることについて（紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例）に対する質疑、討論、採決を行います。

ただいま議題となっております報告第６号については、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、報告第６号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君）　討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第６号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第６号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君）　異議なしと認めます。

したがって、報告第６号は原案のとおり承認すること決しました。

次に、報告第７号　専決処分の承認を求めることについて（平成２８年度紀の川市一般会計補正予算（第５号））に対する質疑、討論、採決を行います。

ただいま議題となっております報告第７号については、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、報告第７号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君）　討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第７号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第７号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君）　異議なしと認めます。

したがって、報告第７号は原案のとおり承認すること決しました。

次に、報告第８号　専決処分の承認を求めることについて（平成２８年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第２号））に対する質疑、討論、採決を行います。

ただいま議題となっております報告第８号については、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、報告第８号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君）　討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第８号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第８号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君）　異議なしと認めます。

したがって、報告第８号は原案のとおり承認すること決しました。

日程第３　議案第５０号　紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について　から

議案第５４号　紀の川市土地開発公社の解散について　まで

○議長（竹村広明君）　次に、日程第３、議案第５０号　紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから、議案第５４号　紀の川市土地開発公社の解散についてまでの５議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました５議案については、過日、既に当局の提案説明が終了しております。

本日は、総括質疑を行います。

ただいま議題となっております５議案については、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

それでは、議案第５０号から議案第５４号までの５議案につきましては、お手元に配付いたしております議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、あすから７月６月まで議案精査及び各常任委員会開催のため、休会といたします。次会は７月７日、午前９時３０分より会議を開きます。

お疲れさまでした。

（散会　午後　２時０２分）